

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、当社グループの社会的価値の向上を図り、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーの方々から支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスの充実が経営の最重要課題のひとつと認識しております。  
また、迅速な経営情報開示により、経営の透明性を確保するとともに、各種委員会の設置、社内規程の充実を図り、コンプライアンスの徹底に努めております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ユニーグループ・ホールディングス株式会社	21,994,126	53.86
YOSHINO MASANORI	1,660,000	4.06
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,247,217	3.05
さが美共栄会	904,312	2.21
株式会社セディナ	854,000	2.09
三菱UFJニコス株式会社	384,093	0.94
さが美社員持株会	360,426	0.88
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	308,960	0.75
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	295,000	0.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	200,000	0.48

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	ユニーグループ・ホールディングス株式会社(上場:東京、名古屋)(コード)8270
--------	--

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	2月
-----	----

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社の親会社はユニーグループ・ホールディングス株式会社であり、同社の子会社であるユニー株式会社とは一部の店舗の賃貸借を受ける関

係となっておりますが、商品の仕入、販売等の基本的な運営に関して独自の判断で行っており、当社取締役会は当社の企業価値および株主価値を最大化することを目標に経営を行っております。

一方、当社は、ユニーグループに属することのメリットを享受するとともに、グループ全体のコーポレート・ガバナンス体制を高めるため、「グループ経営管理委員会」およびその下部組織である「グループ内部統制分科会」等に参加しております。また、定期的に行われる「グループ監査連絡会」に当社監査役が出席することにより、グループ内の内部統制システムの有効性についての監視体制を整備しております。

当社会社に対しては、部門総括である経営政策部門が当社グループ全体の内部統制を含めた経営全般の管理・監督を行っており、また内部監査部門は子会社を含むグループ企業を監査対象とし、年間計画に基づき内部監査を実施しております。

なお、子会社へは非常勤の取締役および監査役を派遣し、管理・監督を行っております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
越田次郎	他の会社の出身者		○					○						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
越田次郎		親会社であるユニーグループ・ホールディングス株式会社の取締役専務執行役員	親会社ユニーグループ・ホールディングス株式会社の取締役専務執行役員としての経験を活かし、当社の経営全般に対して助言いただくことで、経営体制が更に強化できると判断し選任しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

## 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、内部監査部門として、企業グループを監査対象とする社長直属組織の「監査室」を設置し、3名の専任スタッフを置いて経営会議で承認を受けた年間監査計画にもとづき、社内各部署、事務所および直営店舗の業務監査が適正・適法・効果的に行われているかの監査を定期的実施しております。

監査結果は、全ての取締役ならびに部長に報告され、指摘項目は各事業部長によって是正され、監査室あて改善報告がなされることになっております。

監査役監査は、監査役会において年間監査計画が策定されたうえ、会計監査と業務監査が遂行され、その結果について監査役会で合議の上、必要とされた事項は取締役会もしくは担当取締役に報告されます。なお、監査役には社内通報制度上の通報内容も倫理委員会を通じて報告される体制となっております。

また、監査の連携として、監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、報告を受け意見交換するなど会計監査人の業務遂行の適正性を確認しております。一方、監査室は、会計監査人の監査計画ならびに監査結果の監査役向け報告会に同席しており、内部統制に関する事項や会計に関する部分などについての情報交換を会計監査人と実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 <small>更新</small>	2名

## 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田中達美	公認会計士													
藤田尚子	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

## 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中達美	○	公認会計士	公認会計士として財務および会計に精通されており、その高い識見と幅広い経験を当社の監査に活かしていただくためです。 また、特定関係事業者の業務執行者や多額な取引のある関連当事者等に該当せず、常に公認会計士として公的な立場から監査・監督ができるかと判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しました。
藤田尚子	○	弁護士	弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、その経験を主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しました。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

### 該当項目に関する補足説明

各取締役の具体的な報酬金額については、事業年度における各取締役の業績・会社への貢献度合に応じて、毎年見直しを行っております。

ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明 更新

#### 【取締役および監査役の報酬等の額】

前事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額および員数

取締役5名 39,668千円

監査役3名 10,113千円

(注)上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額 11,152千円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社総務部門にて社外取締役(社外監査役)に対し、取締役会日程および議案を早期に通知しております。これにより、社外取締役(社外監査役)が議案に関する情報を事前に収集できる体制となっております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の経営上の意思決定は取締役会において行います。取締役の人数を適正規模(4名)とすることで、総合的な観点から意思決定を行うと同時に、執行役員制度を導入して、日常の業務執行に関する主要な裁権を執行役員に委譲し、業務執行のスピードアップを図っております。また、取締役と執行役員からなる経営会議において、経営上の課題に対して十分に協議をおこない、取締役会における経営上の意思決定の補完および業務執行状況の監督をおこなっております。取締役会および経営会議は毎月1回を定例会議とし、必要な場合には臨時に開催しております。取締役候補者の選任については、人格・識見・実績を勘案し、取締役会において決議の上、決定しております。また、ユニーグループ全体の内部統制に関わる監督とその実効性を鑑み、親会社ユニーグループ・ホールディングス株式会社の取締役1名が当社の社外取締役を兼務しております。

監査については、内部監査、監査役監査、会計監査人監査を行っております。内部監査については、企業グループを監査対象とする社長直属組織の「監査室」を設置し、3名の専任スタッフを配置して、経営会議で承認を受けた年間監査計画に基づき、社内各部署、事務所および直営店舗の業務監査が適正・適法・効果的に行われているかの監査を定期的実施しております。また監査結果は全ての取締役ならびに部長に報告され、指摘項目は各事業部長によっては是正され、監査室あて改善報告がなされることになっております。

監査役監査については、監査役会において年間監査計画が策定されたうえ、会計監査と業務監査が遂行され、その結果について監査役会で決議の上、必要とされた事項は取締役会もしくは担当取締役に報告されます。また、社外監査役2名を含む3名の監査役を配置した監査体制とし、取締役会をはじめとする社内の重要会議に出席することによって、会社の経営計画、コンプライアンスやリスク管理全般などに関する報告を受け、公正な立場から意見陳述するとともに、取締役、執行役員の業務執行を厳正に監査しております。また、社外監査役を2名配置することにより、透明性を高めております(社外監査役2名は独立役員です)。

また、内部統制システム構築の基本方針の中に「監査役(監査役会)は、監査部門もしくは他に所属する使用人に対し、自らの職務執行のために必要となる事項を命ずることができる。この場合、当該使用人は、その命令に関し、監査部門長並びに担当取締役の指揮命令を受けない。また当該使用人は、監査役の指示に忠実に従うものとする。」と定め、監査役の機能強化を図っております。

会計監査人については、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。監査役会は会計監査人との間で監査計画の確認を行うとともに、四半期末に当社および連結子会社等の監査結果の報告を受けており、監査室も会計監査人との相互連携を図っております。指定有限責任社員、業務執行社員として当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、山川勝、新家徳子の各氏であり、いずれも当社との間に特別な利害関係はなく、山川、新家の両氏の継続監査年数は7年以内です。また、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他8名で構成されております。

当社は日々、担当部署がリスク管理を担っておりますが、リスク管理規程のもと経営トップが議長を務める「リスク管理委員会」にて企業全体の統制、対策をおこなう体制となっております。また、より専門的な内部統制を行うために「倫理委員会」「情報管理委員会」「安全衛生委員会」「財務報告内部統制委員会」を設置し、リスク管理委員会と連携しながらコンプライアンスの徹底に努めております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会、監査役会、会計監査人という基本的な機関設計に加え、より専門的見地から内部統制を行うため、「リスク管理委員会」ならびに「倫理委員会」「情報管理委員会」「安全衛生委員会」「財務報告内部統制委員会」を設置し、これらが連携することによって、より多方面からリスクが検知され、かつ、より適正・迅速な対策が構築可能であるとして、現状の体制を採用しております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2月決算のため、毎年5月半ば頃に開催しております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信と有価証券報告書、株主通信をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	営業企画部と総務部が担当しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動規範として、ステークホルダーとの係わりについての基本方針を明示し、全社員に浸透徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社会貢献活動としては、特定非営利活動法人「和装教育国民推進会議」へ参加しており、また、大規模災害発生時には、緊急支援募金活動に取り組んでおります。また地元の公益財団法人による音楽芸術の振興の支援や、環境保全団体に加入し市の事業にも取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報開示については、「社会に対して開かれた存在であることが社会から支持される企業の条件である」との考え方のもと、法令・制度に基づく適正な開示を行っております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### 【内部統制システム構築の基本方針】

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 職務の執行にあたり遵守すべき行動規範を定め、取締役及び使用人に対し周知する。使用人が業務上遵守すべきルールは、基本規程に定めるとともに、業務を所管する各部署が規則・業務マニュアルを定め、その徹底を図る。
  - (2) 法令・定款遵守の下、コンプライアンス関連規程を定め、法務担当が中心となり、販売活動などに関わるコンプライアンス推進のための活動・教育を実施する。また取締役社長直轄の監査室は、コンプライアンスの遵守状況について定期的に確認し、取締役社長及び担当取締役に報告する。
  - (3) コンプライアンス上疑義がある行為については社内通報制度に基づき、使用人及び取引先から通報を受け、取締役社長を議長とした倫理委員会で迅速な調査・対応を行うとともに、法令・ルール違反には社内規程に基づき厳正に対処する。
  - (4) 取締役は、重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実が発生した場合は、直ちに監査役に報告するとともに取締役に報告し、是正を行う。
  - (5) 反社会的勢力との関係を遮断するために、警察、弁護士等の外部機関との連携を強化するとともに、不当な要求への対策をマニュアル等で示し周知する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書（電磁記録を含む）に記録し、文書管理規程に基づき適切に保存・管理し、取締役及び監査役は、常時これらの文書閲覧ができる。
  - (2) 文書管理規程は総務担当部署がこれを所管し、制定・改訂にあたっては取締役会の承認を得る。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスク管理体制の構築を目的に、リスク管理規程を定める。また、業務の所管部署毎に業務マニュアル・ガイドライン等を作成、整備し、発生が予測されるリスクの防止・低減を図る。
  - (2) 取締役社長を議長とするリスク管理委員会を設置し、全社的なリスクの把握を行うとともに、リスクの回避・低減のための対策の実施、監視及び改善等の活動を展開する。
  - (3) 緊急対応を要する事態が発生したときの危機管理体制等について、危機管理要領に定める。本要領に定める事態が発生した場合は、取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑えるため迅速かつ適切な対応を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 経営的的確かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会のほか、取締役、執行役員で構成される経営会議を毎月1回開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行う。
  - (2) 取締役は、業務分掌規程並びに決裁権限規程に基づき、職務の効率的な執行を図るとともに、主要な会議において職務の執行状況と課題の解決策・改善策の報告を行い、経営目標の達成に努める。
5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 取締役社長はユニーグループ・ホールディングス株式会社が四半期毎に開催するグループ各社の経営責任者を対象としたグループ経営インタビューに参加し、グループ方針の確認、各社の経営状況の把握、その他グループの重要課題の検討を行う。また、グループ各社の業務・管理担当役員等で構成するグループ経営管理委員会と実務を担う内部統制分科会に参加し、グループ内部統制の検討と整備状況の確認を行う。
  - (2) 監査役は、ユニーグループ・ホールディングス株式会社の監査役を中心に、グループ各社の監査役で構成するグループ監査役連絡会に参加し、グループの監査役の連携強化、内部統制システムの整備状況と運用状況について報告、検証を行う。
  - (3) ユニーグループの全従業員を対象とする通報制度「ユニーグループヘルプライン」に参加し、コンプライアンス問題の早期発見と不正等の未然防止を図る。
  - (4) 「ミッション」「ビジョン」「5つの共有価値観」で構成するユニーグループの理念を基に、企業理念、社是、行動規範を定め、取締役及び使用人への周知に努める。
  - (5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
    - a. 当社は、子会社の経営の効率化と企業集団としての健全な発展を目的に「関係会社管理規程」を定め、当社及び子会社で共有し、かつ企業集団経営に必要な規程類を整備する。また、「関係会社管理規程」において、子会社の株主総会付議事項及びその他重要事項について、当社に報告または承認を得ることを定め、子会社に義務づける。
    - b. 当社は、子会社の決算書、事業計画等に関する報告書を四半期毎に作成し、当社取締役会に報告する。
    - c. 当社は、グループ各社の経営責任者で構成するが美グループ経営会議を定例開催し、グループ方針の確認、各社の経営状況の把握、その他グループの重要課題の検討を行う。
  - (6) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - a. 当社は、子会社のリスクの発生を阻止・低減、及びリスク発生時の的確な対応を可能とすることを目的とした「リスク管理規程」等を定め、リスク管理体制を構築する。また、子会社に対し、当社の「リスク管理規程」等を周知徹底させ、当社の規程に準じた子会社の社内規程を整備させる。
    - b. 当社は、子会社を含めたリスク管理を統括する機関として、当社に取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置する。また、子会社におけるリスクの発生時には、「危機管理要領」に基づき緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑えるため、迅速かつ適切な対応を行う。
  - (7) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - a. 当社は、「関係会社管理規程」において、子会社の株主総会付議事項その他重要事項について、当社に報告または承認を得ることを定め、子会社に義務づける。
    - b. 当社は、グループ各社の経営責任者で構成するが美グループ経営会議を定例開催し、グループ方針の確認、各社の経営状況の把握、その他グループの重要課題の検討を行う。
    - c. 子会社は、経営的的確かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会のほかに、経営会議等の会議を定期的に開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行う。また、子会社における職務分掌、職務権限ならびに決裁権限に関する規定を定め、適切かつ効率的に職務の遂行が行われる体制を構築する。
  - (8) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - a. 当社は、ユニーグループの理念ならびに当社の企業理念、社是、行動規範を、子会社に周知するとともに、子会社が行動基準等を作成し、取締役等及び使用人へ周知する。
    - b. 当社は、当社及び子会社の全使用人を対象とする、コンプライアンス上疑義がある行為について、通報を受け付ける社内通報制度（ヘルプライン）を設置し、当社及び子会社のコンプライアンス体制を推進する。
    - c. 当社は、子会社に取締役及び監査役を派遣し、子会社の取締役会等の主要な会議に出席させ、子会社の経営状況の把握を行う。
    - d. 当社の経営政策所管部署は、子会社の内部統制の管理・監督、業績管理や業務状況の確認、必要に応じた改善を行い、必要に応じて、定期的に取締役会、経営会議へ報告することとする。また監査部門は、定期的に子会社の監査部門から監査実施状況を聴取、検討を行い、必要に応じて特別監査を実施し、当社の取締役社長および監査役に報告する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性な

らびに監査役の指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役(監査役会)は、監査部門もしくは他に所属する使用人に対し、自らの職務執行のために必要となる事項を命ずることができる。この場合、当該使用人は、その命令に関し、監査部門長並びに担当取締役の指揮命令を受けない。また当該使用人は、監査役の指示に忠実に従うものとする。

7. 当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社及び子会社の取締役等及び使用人は、監査役(監査役会)に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、職務の執行状況、内部監査の実施状況、社内通報制度に基づく使用人・取引先からの通報状況及び内容を、速やかに報告する。

(2) 当社及び子会社の取締役等及び使用人は、社内通報制度(ヘルプライン)へ公益通報をした者並びに監査役に前号の報告をした者に対し、当該通報または報告したことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

(3) 当社及び子会社は、公益通報した者に対する不利益な取扱いの禁止を社内通報規程にて定め、取締役等及び使用人に周知する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 当社は、監査役からの要請に応じ、監査役の職務の執行に関し生ずる費用について、事前申請又は事後速やかな報告により、その費用を前払い又は事後の支払いにより負担する。

(2) 当社は、監査役が独自の弁護士・公認会計士等の外部専門家を必要とした場合、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人は、監査役(監査役会)の求めに応じ、その職務遂行に協力する。また、監査役は当社の主要な会議に出席し、経営上の重要課題について説明報告を求めることができる。

(2) 取締役社長は、監査役、監査法人との定期的な意見交換会を開催する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 警察や関係機関(暴力追放推進センター等)、弁護士などとの連携を強化し、反社会的勢力との関係を一切遮断します。

(2) 当社に不当要求防止責任者を選任しております。

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

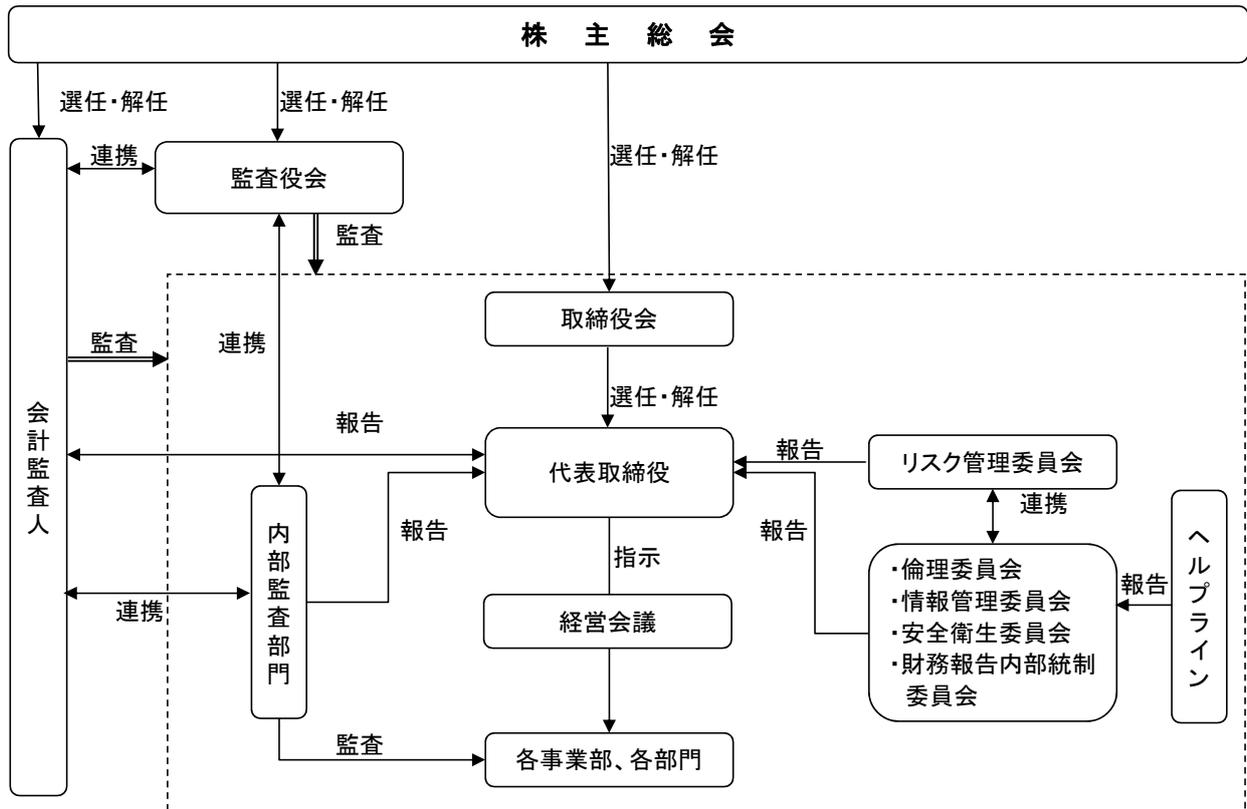
#### 1. 情報開示に対する基本的考え方

- (1) 当社は、株主・投資家に対して、東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の適時開示等に関する規則」に従って、当社およびグループ会社に関する重要事実等の情報の開示を適時且つ適切に行います。
- (2) 当社は、コンプライアンスの徹底、経営の透明性確保に努めます。
- (3) 当社は、株主・投資家をはじめとするステークホルダーに対して、重要事実以外の事項についても資料投函、自社ホームページへの掲載などタイムリーな情報開示の実現に努めます。

#### 2. 適時開示に係る社内体制（別紙の社内体制図参照）

- (1) 当社の経営関連情報、財務情報等は、取締役会事務局である総務部に集約される社内体制を構築しております。
- (2) 重要な経営関連情報、財務情報は取締役会へ適切に付議・報告を行う体制となっております。
- (3) 連結子会社に関する適時開示すべき情報については、グループ会社から当社社長室を経由し、総務部・経理管理部へ報告する体制となっております。
- (4) 株主・投資家への適時適切な会社情報の開示を行うために総務部・経理管理部が連携して情報の網羅性、正確性、適時性を確認し、迅速かつ公平な情報提供ができる体制を構築しております。

《コーポレートガバナンス体制》



《適時開示の社内体制図》

